

## 韓国知的財産ニュース 2013 年 9 月後期

(No. 255)

発行年月日：2013 年 10 月 18 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、9 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法施行規則全面改正案立法予告 (9. 17)
- 1-2 デザイン保護法施行令全面改正案立法予告 (9. 17)

#### 関係機関の動き

- 2-1 アイデア公募展のアイデア保護が手薄 (9. 16)
- 2-2 弁理士の特許紛争対応能力を強化 (9. 17)
- 2-3 韓国特許庁、APEC 基金誘致で途上国を支援 (9. 24)
- 2-4 知的財産基盤の創造経済戦略で世界経済の活性化を促す (9. 24)
- 2-5 世界知的財産 G5 特許ハイウエー開通 (9. 25)
- 2-6 国会 韓国の知財ハブ構築に向けた取り組みスタート (9. 26)
- 2-7 欧州商標の情報検索が容易になる! (9. 27)
- 2-8 未来部・特許庁が創造経済タウンを開設 (9. 30)
- 2-9 韓国特許庁、産業財産権情報の手数料を引下げ (9. 30)
- 2-10 知識の海、海外特許情報が増える (9. 30)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスンと LG 特許訴訟と特許無効審判を取消 (9. 23)
- 3-2 ダウコーニング、特許無効審判で勝訴 (9. 25)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 商標ブローカ横行 1 人当たり 447 件出願 (9. 25)

#### その他一般

- 5-1 KOTRA と韓国特許庁、中国で輸出商談会 (9. 24)

- 5-2 韓国特許情報院の特許情報振興センター、来年にテジョンへ(9.30)

## 法律、制度関連

### 1-1 デザイン保護法施行規則全面改正案立法予告

韓国特許庁(2013.9.17)

#### 1. 改正理由

デザイン保護法全面改正(法律第11848号、2014.7.施行)に伴う変更事項を反映し、「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」の移行のための細部手続きを定め、枝条文を独立した条文にし全体条文を再配置して法令体系を全般的に改編した。また、難しい用語を分かりやすい用語に変え、複雑な文章を簡潔にして国民が法文書を容易に理解できるように整備するなど、現行制度の運営上の不備点などを見直すためである。

#### 2. 主な内容

##### イ. デザイン保護法全面改正に伴う変更事項の反映

##### 1) デザイン登録出願に対する補完手続きの新設(案第37条)

重大な瑕疵があるデザイン登録出願に対し補完を命じ、指定期間内に補完しない場合にはこれを返却する。

##### 2) 代理人選任手続き簡素化規定の新設(案第7条第2項第2号)

国際デザイン登録出願に対しても意見書などに委任状を添付して提出することにより、別途の代理人選任申告をする必要はない。

##### 3) 再審査を請求する手続きの新設(案第52条)

デザイン登録拒絶決定となった出願に対し再審査を請求する場合には、別紙第2号書式の補正(手続き補完書)にその旨を書いて提出する。

##### ロ. 「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」を移行するための規定新設

##### 1) 物品類の区分変更(案第38条第1項および別表3)

デザインの対象となる物品の区分を現行の韓国分類から国際分類(ロカルノ分類)に転換する。

##### 2) デザイン無審査登録出願の対象物品類の調整(案第38条第4項)

デザイン一部審査登録出願としてできる物品は、別表3の第2類、第5類および第19類に属する物品とする。

3) 国際出願ができる資格の一つである「国内に住所がある者」の概念の定義(案第89条)30日以上居住する目的で大韓民国に滞在する場所がある者をいう。

4) 国際出願の方式など新設 (案第 92 条)

イ) 国際出願は別紙第 18 号書式の国際出願書を使用し英語で作成する。

ロ) 国際出願書は別紙第 19 号書式の国際出願などの提出書に添付して提出する。

5) 国際デザイン登録出願に関する重大な更訂の種類新設 (案第 96 条)

国際デザイン登録出願に対する登録可否決定を取り消す更訂の種類は、出願人が変わった更訂、出願の要旨が変更となった更訂および国際登録日や優先日に対する更訂とする。

ハ. 現行制度の運営上において不合理な点の改善

1) 図面作成方式の簡素化 (別紙第 4 号書式)

立体デザイン図面書式と平面デザイン図面書式を一つに統合し、図面の作成方式を【図面 1.1】方式の自律化図法に一元化する。

2) 図面作成要領のうち、付加図面と参考図面の区分の明確化 (別紙第 4 号書式)

デザインを具体的に表現するために必要な付加図面とデザインの理解を助けるために必要な参考図面を明確に区分して図示する。

3) 法廷期間追加延長の規定新設 (案第 30 条第 4 項)

デザイン一部審査登録の意義申請理由などの補正期間または審判請求期間の追加延長できる回数は一回、期間は 30 日とする。

1-2 デザイン保護法施行令全面改正案立法予告

韓国特許庁(2013.9.17)

1. 改正理由

デザイン保護法改正(法律第 11848 号、2014.7.施行)により、法律用語の変更事項を反映し、「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」の国内移行のための細部手続きを定め、枝条文を独立した条文にして不正確な用語を正すなど、国民が法令体系を容易に理解できるよう、現行制度の運営上の不備点などを見直すためである。

2. 主な内容

イ. 法律用語の変更事項を反映

1) 「デザイン無審査登録」を「デザイン一部審査登録」に変更 (案第 3 条第 2 号など)

2) 「類似デザイン」を「関連デザイン」に変更 (案第 10 条第 1 項第 11 号など)

3) 「限定治産者」を「被限定後見人」に、「禁治産者」を「被成年後見人」に変更 (案第 9 条第 5 項)

ロ. 「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」国内移行のためのデザイン公報の必修的掲載事項に「物品類」を追加 (案第 10 条第 2 項第 3 号など)

ハ. 枝条文第 9 条の 2 を独立した条文に変更 (案第 2 条)

二. デザイン公報の掲載事項中の自然人住所について、本人の申請によりその一部のみを掲載できるよう根拠規定を新設 (案第 10 条第 5 項および第 6 項)

## 関係機関の動き

### 2-1 アイデア公募展のアイデア保護が手薄

韓国特許庁(2013.9.16)

□創造経済時代を迎え、最近、国民の創意的アイデアを募集し、事業計画や製品開発を目的に各種公募展を拡大している。

○しかし、いざ公募展に応募したアイデアに対する保護はかなり手薄であることが分かった。

□韓国知識財産研究院におけるインクルト社が提供する国内公募展 217 件を対象に調査した結果によると、

○応募したアイデアをだれが持つべきなのかに関する規定を備えていない場合が 60%(131 件)に達しており、40%(86 件)のみ規定を備えている。

○規定がある 86 件も、公募展主管機関がアイデアに対する権利を持つ場合が 90%(86 件中 77 件、全体の 217 件基準で 35%)であり、アイデア提案者が持つ場合はそのうちの 7%(86 件中 6 件、全体の 217 件基準で 2.7%)にすぎないことが分かった。

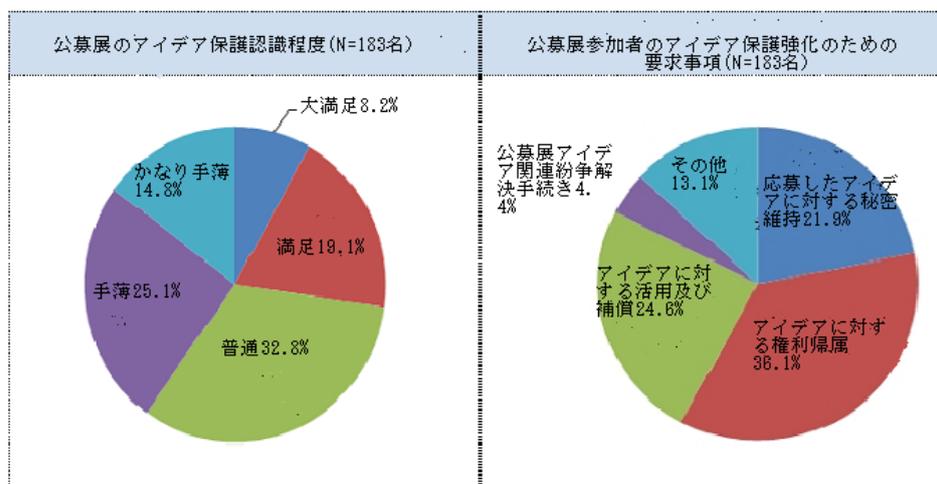
□また、韓国知識財産研究院は、このような現状を基に公募展参加経験者 183 名を対象にアンケート調査を実施したところ、

○その結果、39.9%の参加者が、国内公募展においてアイデア提案者のアイデアをまともにも保護していないと認識しており、

○これらの最も大きな不満は、アイデアに対する権利帰属問題(36.1%)、アイデアに対する活用及び補償(24.6%)の順であることが把握された。

□これに対し、韓国知識財産研究院の金・ヒョク博士は、「海外の公募展の大部分に応募したアイデアは、提案者が所有できるよう規定されており、その代わりに主管機関は、アイデア活用に対する優先交渉権を持つことになっている反面、国内の公募展では、あまりにも主管機関に有利な方向に規定されている」と指摘した。

□特許庁産業財産政策課の金・ヨンソン課長は、「創造経済の実現に向け公募展のアイデア保護強化は必修的」とし、「特許庁は、未来部、公正委などの関連部署と協議を行い、アイデア公募展施行過程でのアイデアに対する権利帰属、正当な補償などを盛り込んだ『アイデア保護標準ガイドライン』を構築する計画だ」と明らかにした。



## 2-2 弁理士の特許紛争対応能力を強化する

韓国特許庁(2013. 9. 17)

□特許庁は、去る6日から弁理士の専門性と公共性を強化するために弁理士法全面改正案を立法予告した。

### 【推進背景】

□1961年に制定されて以来52年ぶりの弁理士法全面改正は、サムスン・アップルの特許戦争などグローバル特許紛争が深刻化する環境変化の対応に向け、弁理士の専門能力強化のため改編することとなった。

○企業価値において特許権など無形資産が占める割合が急増し、特許創出・活用能力が企業の成功を左右する知的財産の時代を迎え、強い特許を創出できる弁理士の役割が重要になった。

○このような観点から、企業の優秀なR&Dの結果を明細書に整理して強い特許をつくり、さらに、紛争に対し効果的に対応するために弁理士の明細書作成など実務能力を強化し、ロースクール出身弁護士など多様な人材を弁理業界で確保する必要がある。

□従って特許庁は、学界・産業界・法曹界・弁理士界など各界の専門家による「弁理士制度改善委員会」を構成し6ヵ月間に渡って深度ある論議を経て後、公聴会、関係部署の協議などを行い、改正案を作成した。

### 【主な内容】

□今回の改正案では、弁理士資格要件の強化、弁理士試験免除の拡大、権利・義務強化など弁理士の専門性強化に関する改正案が盛り込まれている。

□一つ目は、弁理士の実務能力を高めるために弁理士試験に合格した後に高度の高い実務研修を修了した者に対して弁理士の資格を付与する。

○現行では、弁理士試験に合格すれば自動的に弁理士資格が取得でき、研修は登録要件に過ぎなかったため、弁理士の実務能力が不足していると、企業などの不満が多かった。

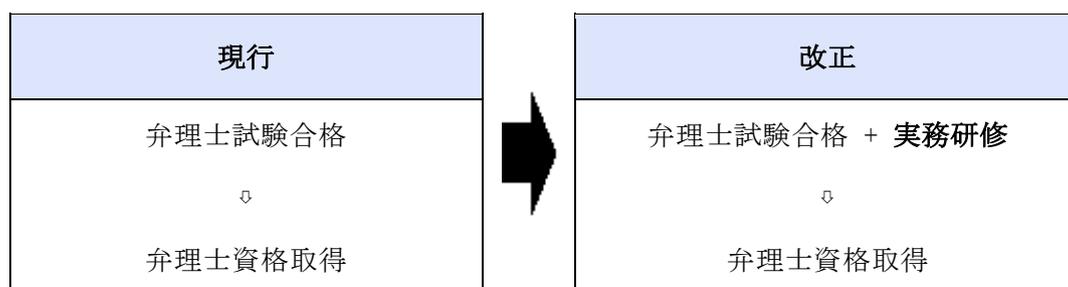
\*弁理士の業務能力不足(38.8%)、専攻人材不足(21.8%)であり、知的財産法律専門家の確保が最も大きな課題(弁理士事務所雇用構造実態調査、2010、特許庁)

○従って、弁理士資格取得要件として知財権実務研修を付加し、弁理士が実際に業務を遂行するために必要な明細書の作成・権利分析などの実務能力を育てるようにする。

○また、実務研修が弁理士の能力強化に実質的に役立つよう、海外紛争事例などの教育課程の多様化、能力評価試験を通過した後で研修終了、研修教育優秀者に対し特許庁の審査官として特別採用など、実務研修を内実かつ厳格に運用する予定である。

\*日本の場合も2007年に弁理士法を改正し、試験合格及び実務研修履修後に資格を付与

### ＜ 弁理士資格取得制度の変更＞



□二つ目は、弁理士の法律的専門性を強化するためにロースクールの知財権教育履修者を優遇する

○理工系など多様な専攻背景をもつ人材が、2009年からロースクールに入学して弁理士資格を取得しているので、ロースクールを通じて知財権専門人材養成に対する期待が増大している。

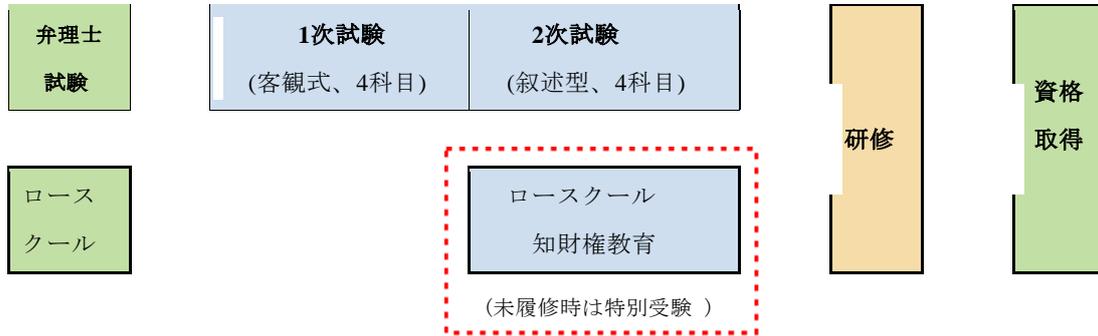
○しかし、ロースクールの知財権教育が活性化されてなく、知財権専門家の輩出が憂慮され、ロースクールにおける知財権教育を前提に弁理士資格を付与する必要がある。

○よって、ロースクールにおいて知財権の科目を一定学点以上を履修するか、弁理士試験において知財権法を選択して合格した場合は、弁理士試験合格者と同様に研修を履修するだけで弁理士資格を付与する。

○これを通じてロースクールの知財権教育の正常化を図ることができ、知財権分野への進出を希望する弁理士はロースクールにおいて知財権教育を通じて負担なく弁理士資格を自動的に取得することができる。

○ただし、ロースクールにおいて知財権教育を受けてない弁理士が弁理士の資格を取得するには、特許庁長が実施する特別受験を受けなければならない。

< 弁護士の弁理士資格取得制度変更 >



□三つ目は、弁理士の技術的専門性を強化するために理工系専攻教育の履修者を優遇する。

○自然科学概論科目は、特許業務遂行のための理工系基礎知識を検証するために導入したが、既に理工系の知識を持つ者には試験の負担が大きく、これにより試験を避ける傾向もあった。

○これにより、理工系科目を一定の学点以上を履修すれば弁理士の1次試験において自然科学概論を免除し、受験生の試験負担を減らして優秀な理工系の人材が弁理士になるよう誘導した。

○一方、実務経験が豊富な企業の知財権実務者に対する弁理士資格取得の機会も拡大し、10年以上企業などで実務を専従した者は、弁理士1次試験の産業財産権法を免状する。

○このように弁理士試験の一部免除拡大により、理工系出身の企業実務者は弁理士1次試験において民法概論と英語のみ受験を受ければよく、技術と実務を備えた優秀人材の弁理士進出が容易となる見通しだ。

< 弁理士試験一部免除制度の拡大 >

弁理士 試験	1 次 試 験 (客観式、 4 科目)	2 次 試 験 (叙述型、 4 科目)
	自然科学概論 (理工系学点履修時に免除) 産業財産権法 (企業 10 年経歴時に免除)  民法概論  英語	特許法  商標法  民事訴訟法  選択科目

□四つ目は、弁理士の公共性を強化するために弁理士の権利・義務を強化する。

○特許権など国民の財産権を代理する弁理士の倫理水準を高めるため、秘密維持義務、

兼職制限など弁理士が守るべき義務条項を大幅に強化

○弁理士懲罰処分により登録が取り消された者の欠格期間を2年から5年に延長するなど、公人としての弁理士の品格を損なう場合、弁理士資格が制限される期間も延長する。

○また、弁理士の社会的公益ボランティアのために弁理士の知的財産に関する公益活動義務を新設する。

## 【経過措置】

□今回の全面改正により弁理士資格・試験制度などが大きく変更されることになるが、弁理士とロースクール在學生などの期待利益及び弁理士試験受験生の信頼を保護するため、3年の猶予期間を置いて施行する予定である。

○これにより現在弁理士資格を持つ者とロースクール在學生は、法改正以降も特許庁登録だけで弁理士資格を受けることができる。

## 【期待効果及び今後の計画】

□特許紛争が激化する時代環境において、今回の弁理士法全面改正に伴う弁理士及び弁理士の紛争対応能力強化は、結局は企業と国民に対し大きく役立つものとなる見通しだ。

□特許庁は立法予告などにより改正案に対する意見収集を行った後、2014年の国会において最終改正案を提出する計画である。

## 2-3 韓国特許庁、APEC 基金誘致で途上国を支援

韓国特許庁(2013.9.24)

韓国特許庁は、約9万ドルのAPEC基金を誘致し、途上国を対象とした適正技術開発事業を推進する。

今回の基金誘致は、今年5月のAPEC知的財産権専門家会合(IPEG)で提案したもので、今月16日、加盟国の全会一致で最終選定された。これは、APEC支援基金(ASF:APEC Support fund)として、途上国の能力開発を通じてAPEC域内の経済自由化と経済成長を促す目的で活用されるが、知財権を通じて途上国との相互成長を追求する韓国の取り組みが高く評価され、APEC基金事業として選定された。

そのため、韓国特許庁は、APEC内の途上国が必要とする技術特許情報を活用した適正技術の開発戦略ワークショップの来年6月開催を計画している。

ワークショップでは、21のAPEC加盟国及び、WTO、WIPOなどの国際機関をはじめ、NGO団体の代表、適正技術の専門家が集まり、低開発国や低所得層に向けた特許情報を活用した適正技術の開発戦略、適正技術の事業化過程で生じる知的財産権関連の問題などについて集中議論し、加盟国の成功例・失敗例を共有して発展の在り方を模索する予定だ。

韓国特許庁は、韓国が技術の提供を受ける国から、技術を提供する国に成長した分、国際社会への一層の貢献のため、2010年から、途上国に対し知的財産ボランティア事業を行っている。

代表的には、2012年、韓国特許庁とNGO団体であるハビタット(国際連合人間居住計画)がネパールに竹住宅の断熱性能を高められる建築技術を開発したことがあげられる。

夏と冬、昼夜の温度差が激しいこの地域に、韓国特許庁とハビタットは、藁や土など、周辺で手に入れやすい材料で従来の竹住宅の断熱効果を高めた技術を普及した。この技術に基づき、ハビタットは、「ネパールに10万軒住宅建設キャンペーン」を推進している。

韓国特許庁は、このほかにも、APEC基金を利用して2011年、途上国の優秀な商品の商標獲得とブランド化を支援する「APEC一村一ブランド事業」や「e-learningコンテンツを活用した知的財産人材育成事業」を行うなど、APEC加盟国の知的財産権強化においてリード的な役割を果たしている。

## 2-4 知的財産基盤の創造経済戦略で世界経済の活性化を促す

韓国特許庁(2013.9.24)

韓国特許庁のキム・ヨンミン庁長は、スイスのジュネーブで開かれた第51回WIPO加盟国総会(9月23日~10月2日)において、9月23日、韓国政府が推進している知的財産基盤の創造経済戦略を紹介し、これを通じた世界経済の活性化をかかげ、知的財産制度の調和、審査協力及び途上国の支援事業など、国際社会の協力策を提示した。

キム庁長は、この日の基調演説で、韓国政府の政策基調として「創造経済」を紹介し、こうした創造経済を後押しするため、創意的なアイデアを迅速かつ正確に権利化できるよう、2015年まで特許は10カ月、商標とデザインはそれぞれ3カ月と5カ月に審査処理期間を短縮する計画であることを強調した。また、出願から登録まで、審査の全段階において審査官と出願人のコミュニケーションの拡大などを図り、強い権利をつくる「ポジティブ審査」で品質を高められる審査パラダイムへの方向転換を紹介した。

また、キム庁長は、優秀な知的財産権を有している企業がより円滑な資金調達ができるよう、「知的財産担保ローン」、「知的財産保証ローン」など、知財権と連携した金融サービスを紹介し、こうした知財権金融の成功可否は、客観的で正確な知的財産価値評価が前提にならなければならないことを強調してWIPOと加盟国の協力を求めた。

そのほかにも、キム庁長は、グローバル経済のもとで創意的で革新的なアイデアと技術を国際レベルで保護強化し、創意と革新が国境を越えて保護できるよう知財権制度の国際的な調和(Harmonization)と、知的財産の取得の簡素化、及び品質向上に向けた審査協力(Work Sharing)の強化を訴えた。また、先進国と途上国間の知的財産における格差(IP Devide)解消の支援のための対途上国支援事業への協力を呼びかけた。

一方、キム庁長は、9月25日、ジュネーブで別途に開催される先進国グループ(Bプラスグループ)特許庁長会合に韓国特許庁長としては初めて出席し、特許取得の簡素化・効率化に向けて韓国特許庁が推進してきた特許法の改正動向や、主要国との特許審査ハイウエー施行の拡大など、国際的な特許審査協力の成果を紹介する予定だ。

WIPO 総会への参加を通じて、知財権のリード的な地位を強化し、韓国企業のグローバル知財権の獲得がより容易にできるよう、制度的な連携案を探っていく方針だ。

## 2-5 世界知的財産 G5、特許ハイウエー開通

韓国特許庁(2013.9.25)

スイス・ジュネーブで開催された第51回目の世界知的所有権機関(WIPO)総会に参加中の金・ヨンミン特許庁長官は、韓国をはじめ米国、中国、日本、ヨーロッパ特許庁(EPO)が参加する特許分野の先進5カ国(IP5)の特許庁長官会合に参加し、特許審査期間の短縮に向けた「IP5 特許審査ハイウエー(IP5-PPH)」の施行に合意した。

「特許審査ハイウエー(Patent Prosecution Highway, PPH)」とは、出願人が自分の発明を2カ国以上の国へ出願した場合、先に審査を行い特許が可能であると判断した国の審査書類を、その後で審査を実施する国の特許庁に提出すれば、先に審査したその事実を参考にして該当の出願を一般出願より早く審査を行う制度のことをいう。

現行の個別の国家間同士で行われる一対一方式の「2カ国間 PPH」では、国によって PPH 申請の要件や提出書類などが異なるため、色んな国において特許を受けようとする出願は不便であった。今回の合意により来年1月から IP5 の国家間において簡素で標準化した要件が適用されることにより、米国、中国、日本及びヨーロッパ地域に出願する韓国の国民と企業は特許審査ハイウエー(PPH)制度を利用し、さらに便利かつ早急に該当地域における特許権の確保が可能となる。

特に、ヨーロッパは韓国企業が米国と中国の次に多くの特許を出願しているが、未だに韓国とヨーロッパ特許庁(EPO)間では別途の PPH が締結されてなく、ヨーロッパでは特許を早期に確保しようとする韓国企業は不便であった。今回合意された IP5-PPH にヨーロッパ特許庁も参加することにより、世界最大市場である EU 地域において韓国企業が益々早く特許を獲得することができる道が開かれた。

IP5 は世界特許出願件数の約 90%を占め、そのうちの約 26%程度は2カ国以上の国へ重複して出願しているものと推算される。今回合意された IP5-PPH が本格的に施行されれば IP5 の特許庁が抱えている特許審査バックログを解消し審査処理期間を短縮する効果を期待できる。

一方、金長官は今回の先進5カ国間で合意された IP5-PPH とは別件に、韓国企業の主要海外特許出願地域であるスウェーデン、スペイン、イスラエル、ポルトガル特許庁とも個別面談を設け、別途の2カ国間の PPH 及び PCT-PPH の施行に関する業務協定を締結する予定である。そうすると韓国は計19カ国と PPH 及び PCT-PPH を締結する

こととなり、韓国企業がさらに多くの国において特許をより早く確保できる基盤ができるものと予想される。

また、金長官は今回の WIPO 総会期間中にオーストラリア、チリ、スウェーデン、デンマーク、アラブ首長国連邦(UAE)、シンガポールなどと別途の会談を設け、人的交流、共同研究などを含む知財権分野の相互協力方案について論議を行う予定である。

金長官は、「韓国が世界産業財産権出願 4 位、PCT 出願 5 位など知的財産分野における高い国際的位相を基盤に、韓国の国民と企業が持つ創造的アイデアが海外において広く保護・活用できるよう知的財産基盤の創造経済環境を構築していきたい」と明らかにした。

## 2-6 国会 韓国の知財ハブ構築に向けた取り組みスタート

電子新聞(2013. 9. 26)

国会が主導して知財担当組織を新設し、「大韓民国の知識財産ハブ」構築に乗り出す。知財環境の構築にネックとなっている法律や規定を見直すという目標だ。

ウォン・ヘヨン議員やチョン・カブユン議員をはじめ国会議員 7 人は、国会「大韓民国の特許ハブ国家推進委員会」を発足し、初の記念行事を 26 日、国会議員会館で開いた。この日行われた「世界特許ハブの未来戦略シンポジウム」では、カン・キジョン、クォン・ウンヒ、ソ・ヨンギョなど 43 人の国会議員が推進委の委員として追加参加した。

チョン・カブユン議員は、「アメリカやドイツなどは、特許訴訟を誘致するため、迅速な裁判や特許権保護寄りの判決など、積極的な政策を推進しているが、韓国は、特許関連の司法サービス基盤が構築されておらず、特許権者はもちろん、企業も海外の裁判所で訴を提起している。推進委は、大韓民国の特許関連司法サービスを進展させ、世界的な特許訴訟ハブ国として飛躍させ、新たな成長エンジンにしなければならない」と設立の趣旨を語った。

実際に、最近アメリカやヨーロッパでは、特許訴訟の先進化など、自国の知財法律市場の活性化に向け積極的に動いている状況だ。シンガポールは、今年 4 月、「アジア知財ハブ総合計画(IP HUB Master Plan)」を発表した。製造産業の基盤が弱い分、知財の活用・取引と訴訟の誘致など、知財の法律サービスの強化を図るという戦略だ。

世界各国が知財中心の覇権争いを繰り広げている中、韓国は、知財法律サービスを見直し世界的な特許訴訟ハブ国として飛躍するという目標を掲げた。

知財ハブ構築に向けた国会の動きは、今回が初めてではない。国会と KAIST は、5 月末、「最高位の未来戦略過程」を開設し、知財などの国家未来対応戦略について議論を行ってきた。推進委も KAIST 未来戦略大学院のイム・チュンテック教授の「未来変化の 7 つの要素と大韓民国の新産業戦略」というテーマ講演で未来戦略としてかかげた「アジア知財ハブ構築」の必要性を強調してスタートした。

カン・チャンヒ国会議長は、シンポジウムの祝辞において「韓国を世界的な知財ハブとして飛躍させるために必要であれば、国会に担当機構を設ける計画だ」と述べた。推進委の共同代表を務めている KAIST 未来戦略大学院のイ・クァンヒョン学院長は、「大韓民国の知財ハブ構築に向け必要な法改正などの立法活動と、司法・行政部に制度見直しの要請を行う計画だ。推進委の会議を通じて具体的な改善策などがつくられつつある」と説明した。

<クォン・ドンジュン記者>

## 2-7 欧州商標の情報検索が容易になる!

韓国特許庁(2013. 9. 27)

来月から最新の欧州商標の上表検索が容易になり、欧州市場への進出を準備している企業としては、効果的なブランド管理につながると期待されている。

韓国特許庁は、9月25日、スイスのジュネーブで OHIM(欧州商標庁)と了解覚書を締結し、両庁の最新商標情報 DBなどを交換して民間に無償で公開すると26日に発表した。

これまで企業現場では、市場調査、法人の設立など、巨額を投じて海外市場の進出を準備しておいて、商標の事前調査ができず、現地で自社商標の登録が拒絶されて問題になる場合が度々あった。ところが、今回の了解覚書をきっかけに、こういうケースが大幅減少すると期待されている。

了解覚書の締結を通じて、企業などは、10月から韓国の知的財産権情報検索サイトであるキプリス(KIPRIS)を通じて欧州の過去の商標情報はもちろん、最新の情報をリアルタイム(毎週のデータアップ)で照会が可能となった。

さらに、5月からサービス提供が始まった OHIM の商標分類情報検索サイトの「TM クラス」に続き、商標情報の検索サイトである TM View でも韓国語サービスが提供される。年末改正予定の TM View 韓国語ウェブサイトでは、約1,200万件にのぼる欧州商標情報などをより便利に検索できると考えられる。

キム・ヨンミン特許庁長は、「OHIM と MOU が海外市場への進出を準備している企業に大きく役立つと期待している。韓国特許庁は、海外の知的財産権情報を拡大・公開し、韓国企業の海外進出を積極的に支援する一方、政府 3.0 の推進にも万全を期す考えだ」と述べた。

## 2-8 未来部・特許庁が創造経済タウンを開設

電子新聞(2013. 9. 30)

創造経済の具体的な実効策がスタートした。未来創造科学部、特許庁、韓国科学技術情報医研究院は、オンライン交流・連携の場となる「創造経済タウン」(www.creativekorea.or.kr)を開設したと30日に発表した。

パク・グンへ政権が国政基調として掲げている創造経済のフォローアップが国民に公開されたのは、今回が初めてだ。創造経済タウンは、誰でも自由にアイデアを提案し、そのアイデアを具体化できるオンライン空間として、韓国政府は、これを通じて創造経済の拡大を図るといふ。国民が創意性を発揮してアイデアを提案すると、それを企業や政府系研究機関、大学の専門家が知識と技術を加えアイデアを発展させるよう支援する仕組みだ。

本サイトは、△アイデアの提案、△専門家のメンタリング、△アイデア事業の支援、△創造経済の事例などのサービスで構成されている。

アイデアの提案は、自分のアイデアを専門家に見せる空間として、アイデアを具体化する過程をはじめ、知的財産権化、試作品の制作、マーケティングなど事業化に必要なすべての過程において専門家のメンタリングが受けられる。

メンタリング過程で選別されたアイデアは、知財権化の出願、試作品製作の費用などに必要な追加支援も行われる。また、アイデアの実現を経験できるよう、銀行界青年創業財団が運営する予備創業者向けの「D キャンプ」や、アイデアを実現させてみる「無限の想像室」、海外市場の進出を支援する「グローバル創業支援センター」などと連携されている。

専門家のメンタリングは、提案したアイデアと関係のある分野で活動している専門家と直接コミュニケーションができる空間だ。これまでデニス・ホン教授(バージニア工科大学)、イ・ミンファ教授(創造経済研究会長)、パク・ソンドン代表(satrecci)、イ・ヘスック教授(韓国女性科学技術人支援センター長)、イ・ジョンズ代表(flitto)などの企業、研究所、大学の前・現職科学技術者、ベンチャー第1世代、投資家、経営・法律・会計分野の専門家がメントとして参加するという意向を示している。

アイデア事業支援は、政府と民間が提供するアイデア事業化支援情報を集め、利用者が創業段階に必要な情報に合わせて検索できるようにした。創造経済の事例をクリックすると、別途に設けられた「創造経済サイバー博覧会」サイトに移動する。ここでは、これまでアイデアを製品とサービスとして実現した成功事例が載せられている。大学生が開発した太陽光自動圧縮ゴミ箱や主婦のアイデアで誕生した生ごみ乾燥機などが代表的だ。

創造経済タウンは、国民がアイデアの盗用への心配をせずにサイトを利用できるよう、アイデアの存在時点を証明する「営業秘密原本証明制度」と連携した。また、国民自らがアイデアを守られるよう、行動要領である「アイデアを保護するための10の規則」を掲示した。アイデアの公募展を主管する公的機関と企業が守るべき標準ガイドラインを制作し、各部署共通のアイデア保護に向けた総合対策も確立する計画だ。

創造経済タウンは、30日からスタートする。企業や政府系研究機関、大学が保持している特許・技術を連携し、国民がこのような特許・技術とアイデアをリンクさせて事業化できるよう支援するなど、サービスを拡大していく方針だ。

この日、未来部のチェ・ムンギ長官は、「全国民の想像力とアイデアを資源として、新たな価値を創出する大韓民国の創造経済を一層活性化させ、成功事例を増やしていくことに貢献するだろう」と述べた。

<リュ・キョンドン記者>

## 2-9 韓国特許庁、産業財産権情報の手数料を引下げ

韓国特許庁(2013.9.30)

韓国特許庁は、知的財産情報の開放を拡大し、活用の促進を図るためにパク政権が掲げた「政府 3.0」実現策の一つとして、個人・中小企業などの経済的な弱者の手数料負担を軽減する内容を盛り込んだ「産業財産権情報提供の手数料告示」を見直し、9月30日から施行すると発表した。

今回の改正内容には、「個人・中小企業の割引率の拡大」のほか、「過去年度の情報の追加割引」、「新規商品 5 種の追加」、「加工商品の価格を現実化」などが含まれており、こうした措置によって個人・中小企業は、年間 1 億 2 千万ウォン、購入者平均 7 千 500 万ウォンが割引される見通しだ。

今回の手数料告示の主な内容は次のとおりである。

第 1 に、購入者別に差等適用されていた割引率を 50%に単一化し、大学・公的機関の割引率は多少低くない(70%→50%)が、個人・中小企業の割引率は大幅拡大(10%→50%)される。

第 2 に、2002 年以前の情報は、無料で提供するなど、過去年度の産業財産権情報の手数料の割引率を 10%ずつ拡大\*し、年単位の定額制から年・四半期・半期ごとに利用できるよう、選択の幅も広げた。

\*1-5 年前の情報(20%→30%)、6-10 年前の情報(50-60%)、11 年前の情報(90%→無料)

第 3 に、5 種の新規商品が追加提供され、そのうち 2 の商品(KPA 書誌速報、KSIC-IPC マップ情報)\*は無料で、3 つの商品(検索シソーラス\*、期限情報、分類コード情報)は有料で普及するが、実費水準で手数料を算定した。

\*KSIC-IPC：韓国標準産業分類である KSIC と国際特許分類 IPC 間の連携資料

\*KPA 書誌速報：韓国特許英文抄録(KPA)の発刊前に製作される英文の書誌情報

\*検索シソーラス：発音・意味が似ている単語を集めた辞書

特に、韓国特許庁で進行中の事件の締切日(書類提出・使用料納付期限など)の情報を提供する期限情報は、ユーザー本人の事件管理に大変有効だと思われる。

第 4 に、従来には、公報及び加工商品の割引率を 50%と同一に適用してきたが、追加費用がかかる加工商品\*の値段を現実化するため、割引率を 30%に削減し、商品別の特徴を反映した。

\*公報商品以外のオリジナルデータを再加工して算出される情報商品

韓国特許庁情報顧客支援局のイ・テグン局長は、「今回の告示見直しによって知的財産情報を活用する個人や中小企業が背負う手数料の負担がだいぶ軽減され、知的財産情報の活用が一層積極的になり、雇用創出にも貢献すると期待している。これからも特許庁は、産業財産権の情報はじめ、公共データの公開を大幅緩和し、利用の利便性を高めていくために積極的に支援する計画だ」と述べた。

改正された告示内容は、韓国特許庁のホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))で確認でき、告示にともなう産業財産権の情報商品の購入は [kiprisplus](http://kiprisplus.com) ホームページ ([plus.kipris.or.kr](http://plus.kipris.or.kr))で問い合わせできる。

[参考 1] 改正告示の主要な変動事項

□手数料の現状

- (改正前) 計 16 の産業財産権情報商品の対民間普及 (全て有料)

区 分	商品内容
公報商品 (4)	特実登録、特実公開、デザイン登録・公開、商標公報
加工商品 (12)	審判情報、登録情報、商標速報、引用文献情報、機械翻訳用の特許国文抄録、英韓翻訳辞典、日韓翻訳辞典、KPA、特実/商標/デザイン変動履歴情報、権利権者変動情報

- (改正後) 計 21 の産業財産権情報商品の対民普及 (有料商品 19)

区 分	商品内容
公報商品 (4)	特実登録、特実公開、デザイン登録・公開、商標公報
加工商品 (17)	審判情報、登録情報、商標速報、引用文献情報、機械翻訳用特許国文抄録、英韓翻訳辞典、日韓翻訳辞典、KPA、特実/商標/デザイン変動履歴情報、権利権者変動情報、シソーラス、期限情報、分類コード情報、KPA 書誌速報*、KSIC-IPC マッピング情報*

\* KPA 書誌速報、KSIC-IPC マッピング情報は、無料で供給される

□改正の主要内容 (手数料割引率の調整)

区 分	現行割引率	調整割引率

購入機関別の割引		非製造業個人・中小企業:10%	50%
		製造業個人・中小企業:50%	
		大学、公共機関:70%	
当該年度	公報商品	原価 50%	左と同様
	加工商品	原価 50%	原価 30%
過去年度割引		1～5年:20%	30%
		6～10年:50%	60%
		11年～:90%	無料

[参考 2] 告示改正の前・後の手数料の比較

□ 基準手数料の比較

(単位:ウォン/年、VAT 別途)

区 分	産業財産権情報種類	従来	改正	備 考
1	特許・実用新案登録公報データ	1,700,000	同一	公報データ と同じ
2	特許・実用新案公開公報データ	2,300,000	同一	
3	商標公報データ	1,100,000	同一	
4	デザイン登録・公開公報データ	500,000	同一	
5	商標速報データ	1,700,000	2,380,000	加工データ 20%増加
6	韓国特許英文抄録(KPA)データ	3,600,000	5,040,000	
7	審判事項データ	1,000,000	1,400,000	
8	登録事項データ	1,000,000	1,400,000	
9	特許・実用新案引用文献データ	3,200,000	4,480,000	
10	機械翻訳用の国文抄録データ	1,400,000	1,960,000	
11	英韓特許技術用語翻訳辞典データ	1,400,000	1,960,000	
12	日韓特許技術用語翻訳辞典データ	1,400,000	1,960,000	
13	特許・実用新案統合履歴データ	2,000,000	2,800,000	
14	商標統合履歴データ	850,000	1,190,000	
15	デザイン統合履歴データ	250,000	350,000	

16	権利権者変動情報	500,000	700,000	新規
17	シソーラス	-	980,000	
18	期限情報	-	1,400,000	
19	分類コード情報	-	630,000	

□改正前・後の利用者別の割引率適用金額

区分	産業財産権の情報種類	従来		改正
		個人・中小企業 (10%)	大学・公共機関 (70%)	個人・中小企業 大学・公共機関 (50%)
1	特許・実用新案登録公報データ	1,530,000	510,000	850,000
2	特許・実用新案公開公報データ	2,070,000	690,000	1,150,000
3	商標公報データ	990,000	330,000	550,000
4	デザイン登録・公開公報データ	450,000	150,000	250,000
5	商標速報データ	1,530,000	510,000	1,190,000
6	韓国特許英文録(KPA)データ	3,240,000	1,080,000	2,520,000
7	審判事項データ	900,000	300,000	700,000
8	登録事項データ	900,000	300,000	700,000
9	特許・実用新案引用文献データ	2,880,000	960,000	2,240,000
10	機械翻訳用国文抄録データ	1,260,000	420,000	980,000
11	英韓特許技術用語翻訳辞典データ	1,260,000	420,000	980,000
12	日韓特許技術用語翻訳辞典データ	1,260,000	420,000	980,000
13	特許・実用新案統合履歴データ	1,800,000	600,000	1,400,000
14	商標統合履歴データ	765,000	255,000	595,000
15	デザイン統合履歴データ	225,000	75,000	175,000
16	権利権者変動情報	450,000	150,000	350,000
17	シソーラス	-	-	490,000
18	期限情報	-	-	700,000
19	分類コード情報	-	-	315,000

2-10 知識の海、海外特許情報が増える

韓国特許庁(2013. 9. 30)

外国の特許庁との特許情報データ交換の範囲が拡大され、韓国企業の海外市場の進出

に必要なグローバル知的財産情報へのアプローチ幅がさらに広がる見通しだ。

キム・ヨンミン特許庁長は、スイスのジュネーブで開かれている第 51 回世界知的所有権機関(WIPO)総会に参加し、韓国企業の特許出願が活発に行われているスペイン、スウェーデン、ポルトガル、デンマーク、シンガポール及び GCC との両庁会談を開き、各庁が保有している特許情報データの相互交換を推進することを決めた。

今回に交換を合意した特許情報データは、電子文書形態の産業財産権の公報及び英文抄録などで、海外市場における新製品開発及び特許確保に必然的な先行条件とされる特許情報を盛り込んでいる。こうした海外の特許情報公開範囲の拡大への取り組みは、知的財産基盤の創造経済の実現及び政府 3.0 課題の移行に向け、韓国特許庁が新たに設定した「世界知的財産情報の確保及びビッグデータの構築」という課題を推進するためである。

これまで、韓国特許庁は、特許情報の電子データを提供する 81 の機関と国のうち、12 の国・機関の特許情報を DB の形で民間に公開してきた。ところが、これは、31 の国と機関の特許文献検索を提供する WIPO や 36 の国・機関の特許情報を提供する欧州特許庁(EPO)に比べ低い水準であり、より多くの国の特許情報検索を求める企業のニーズを満足させるには限界があった。

今回に追加確保された特許情報を特許先行技術調査及び審査に活用することで、特許審査の品質を高め、このように構築された特許情報 DB を民間に公開することによって韓国企業が高品質の特許情報を全世界でより簡単に速く獲得できる基盤が設けられると期待されている。

キム庁長は、「より多くの外国特許庁の知的財産情報を入手して国民に提供することで、特許庁の審査品質を高め、韓国企業の創意的なアイデアと技術が海外市場できちんと保護されるよう、その基盤を整っていく考えだ」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 サムスンと LG 特許訴訟と特許無効審判を取消

電子新聞(2013.9.23)

サムスンディスプレイと LG ディスプレイは、23 日、相手会社に提起した特許訴訟及び特許無効審判を取消すことで合意した。

今年の 2 月、両社の代表は、消耗的な喧嘩は自制することで話をまとめ、仮処分訴訟を取り消したが、特許訴訟と特許の無効審判も取消すことで合意し、これまでの紛争全てにピリオドが打たれた。

昨年 9 月、サムスンディスプレイの仮処分訴訟後、両社は、特許侵害差止め及び損

害賠償訴訟を提起し、攻防合戦を繰り広げてきた。さらに、両社所有の特許に対する無効審判を昨年 11 月と今年 1 月に特許審判院に請求した。

ところが、訴訟を取消しただけで、各特許の使用権を許諾したのではないため、今後の特許活用策についての議論が残っている。サムスンディスプレイのキム・クァンジュン IP 総括専務は、「両社が裁判沙汰を取りやめ、より建設的な方向で協力するきっかけになるだろう。両社がグローバル競争力を向上させ、ディスプレイ産業の発展に貢献できるはずだ」とコメントした。

一方、LG ディ스플레이技術戦略グループのソン・ヨンクォン常務は、「今は、グローバルな観点から両社ともに特許競争力を向上させるのが最も重要だと判断した。裁判沙汰ではなく、話し合いから特許協力案を模索ことに重点を置いていく」と説明した。

<ムン・ボギョン記者>

### 3-2 ダウコーニング、特許無効審判で勝訴

電子新聞(2013. 9. 25)

ダウコーニング(dowcorning)東レイは、韓国の特許審判院がダウコーニングの LED シリコン特許に関する無効審判請求を最近棄却したと 25 日に発表した。

この特許は、LED 設備に適用される高屈折率(HRI) フェニル系工学シリコン技術と関連しているもので、光出力を向上させ、LED 構成部品を保護する役割を果たす。

ダウコーニングは、約 10 年前、日本でフェニル系シリコン封止材を開発し、日本をはじめ他の国でも特許を出願した。韓国では、特許第 10-976075 号で、2010 年に登録された。

ダウコーニングの CTO は、「ダウコーニングは、HRI 光学シリコン分野のグローバル革新企業である。公正な競争優位を守られるよう、知的財産権を保護するために取り組んでいる」と述べた。

<ムン・ボギョン記者>

## デザイン (意匠)、商標動向

### 4-1 商標ブローカ横行 1人当たり 447件出願

デジタルタイムズ(2013. 9. 24)

韓国国内で活動している商標ブローカ 1 人が出願した商標件数が 447 件と、中堅企業の商標登録件数より多くなっていることが分かった。

24 日、セヌリ党のキム・ハンピョ議員が特許庁から提出された「商標ブローカ根絶案」によると、2008 年から 2013 年までの国内商標ブローカは計 24 人で、出願した商標権は、1 万 744 件に達している。

商標ブローカは、韓国の商標権が先出願主義(先に出願した者が先取りする)を悪用し、国内外の未登録商標を先回りして出願し、法外な金額で買い取りを求める者を意味する。

お笑いタレントのイ・ギョンギョがつくった「ココ麺」や格安空港会社「イースター航空」などは、商標ブローカが先に商標権を出願した代表的な例だ。ブローカは、テレビの番組や芸能人などが番組に出た直後、商品を指定して出願したり、国内外の有名な商標を巧妙に偽造したり、地域の零細商人が使用する未登録商標を出願するなどの手法で不当な利益を得ている。

キム・ハンピョ議員は、「商標ブローカは、中小企業や零細商人から不当な利益を得ている。商標権の誤用・乱用を防ぎ、未使用商標に対して民事・刑事上の損害賠償を要求できなくする法令の見直しが必要だ」と述べた。

<イ・ジュンギ記者>

## その他一般

### 5-1 KOTRA と韓国特許庁、中国で輸出商談会

デジタルタイムズ(2013. 9. 24)

KOTRA と韓国特許庁は、24日から27日まで、中国の鄭州と青島において韓国中小企業の技術が搭載された製品の中国進出を支援するため、有望特許技術・製品の輸出商談会を開催すると KOTRA が同日発表した。

鄭州での商談会では、「鄭州開創飼料有限公社」など有望な飼料企業約10社の招き、韓国の「ビタ・バイオ」などと商談を行う。鄭州は、中国の農食品生産の中心地として、現地の行事に畜産業関連の有望な特許技術を保持した企業が大勢参加する。

世界最大の白色家電メーカー「ハイアール」の所在地である青島商談会には、韓国の電子メーカーなどに納品した実績のある有望なロボット企業「ロボットバレー」、米国の海洋研究所に納品した経験を持つロボットエンジニアメーカー「シムラブ」などが参加し、現地市場をノックする。

KOTRA は、今回の行事が特許庁と運営している「海外知識財産センター(IP-DESK)」事業の一環として開催されたと説明した。

### 5-2 韓国特許情報院の特許情報振興センター、来年にテジョンへ

電子新聞(2013. 9. 30)

韓国特許情報院の特許情報振興センターが早ければ来年の7月にテジョンに移転する。

特許情報振興センター(以下「センター」)は、先行技術調査の業務など、事業の効率性を高めるため、ソウルからテジョンに社屋を移転する内容の機関移転案を確立し推進すると30日に発表した。

これは、韓国特許庁が特許審査の業務効率性を高めるため、特許情報振興センターに機関の移転などを含めた事業効率案を設けることを勧告して5カ月後に出された実質的な措置だ。

センターは、社屋の新築が難しい状況にあるため、まず特許庁が所在している地域に建物をレンタルして移転を始める計画だ。

早ければ来年の7月から移転を始め、今後3年以内に機関の移転をまとめるという方針だ。

移転を決めた背景には、韓国特許庁が来年から導入を計画している「対話型納品制度」が最も大きく影響している。

対話型納品制度は、単に先行技術調査の報告書を提出する書面型納品制度とは違い、先行技術調査の内容について審査官と対面して口頭で説明することで、迅速かつ正確に審査官を理解させるための制度だ。特許庁としては、対話型の納品制度が施行されれば、審査負担の軽減効果を、納品型より高められるほか、潜航調査の内容品質も高められると期待されている。

センターは、制度が施行されれば、職員の交通費と出張、宿泊費などの経済的な負担が増えるほか、移動に多くの時間がかかるため、現在のソウル社屋で事業を遂行することは難しいと判断したのだ。

これは、先行技術調査の業務を遂行している業務の性格上、職員が随時テジョンにある特許庁を訪ねなければならないためだ。

現在試行中の書面型制度は、調査官が報告書を提出する過程で、1月に1回くらい特許庁を訪れていたが、新制度が施行されれば、月に3~4回は審査官に直接会って口頭で説明しなければならなくなる。

そのため、センターでは、より効果的に事業を遂行するためには、本社の移転が必要だという立場だ。競合関係にある民間の「ウィップス」も意識せざるを得ない。ウィップスは、数年前、テジョンに使用者をおいて事業を遂行し、特許庁から先行技術調査の品質が高まったと評価されている。同事業を行っているセンターとしては、競争力を高め、対話型の納品制度の拡大に備えるためにも、機関の移転は避けられないと判断している。

センターは、社屋がテジョンに移転されれば、特許庁とより緊密な協力関係を構築し、先行技術調査の品質も高められると予想されている。

特許情報振興センターの戦略企画部のチュ・イルテック本部長は、「職員の意見を受け入れ、年内に最終的な移転案をまとめる計画だ。3年後をめどに段階的にやっていく考えだ」と述べた。

<シン・ソンミ記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム